

会員活動部運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、小樽しりべしシニアネット運営細則第 3 条（工）の規定により、会員活動運営の基準を定める。

(クラブの設立基準)

第 2 条 本会会員は、趣味等の合致する会員の合意により、次の手続きを経て、クラブを設立することができる。この場合、クラブ名、活動の目的、部長及び副部長名、会員数その他必要と認められる事項を、会員活動担当理事を経て理事会に届け出、その承認を得て本会に登録するものとする。

(クラブの廃止)

第 3 条 本会に登録された全てのクラブは、それらの活動が諸般の事情により休止し、または存続が不可能と判断されるときは、所属するクラブ会員の総意をもって廃止または休止することが出来る。この場合、クラブ部長は、会員活動担当理事を経由して理事会に報告し、廃止または休止の手続きを行うものとする。

また、理事会において、クラブの運営が著しく活動目的に反していると認めるときは、このクラブに対し改善を求めることができる。

なお、改善が認められない場合は、このクラブの登録を取り消すことができるものとする。

(自己責任参加)

第 4 条 本会の会員活動に参加する会員の全てについての責任は、自己負担とし、他の会員に負担を求めないものとする。

(念書の提出)

第 5 条 本会会員は、会員活動中の事故は全て自己責任であることを自覚し、会及び他の会員に負担を求める意思がないことを明確にするため、入会后、速やかに会員活動担当理事を経由し、所定の念書を提出するものとする。

(職務分担の平等)

第 6 条 会員活動においては、本会の精神を尊重し、可能な限り多くの会員が平等に各種行事の運営に携わるよう、クラブ間の調整を図り、積極的に各クラブの部長、副部長、サポート会員等の職務を分担するよう努めるものとする。

(行事の周知)

- 第 7 条 1、各クラブの部長は、行事予定が決定したときは、O S S ホームページの【行事予定欄】に、行事名、日時、場所を掲載するものとする。
- 2、行事の詳細は、メーリングリストにより、広く全会員に周知するものとする。
- 3、行事結果についても、出来るだけメーリングリストやO S S ホームページの【クラブ活動紹介】ページに掲げて広く全会員に紹介するものとする。

(行事の調整)

- 第 8 条 1、クラブの行事は、会の行事と重複してはならない。
- 2、クラブの行事は、会員が参加し易いように他の行事と重複しないよう配慮して計画するものとする。もし、重複する場合は、関係クラブの部長が協議して調整するものとする。

(運営経費)

- 第 9 条 クラブの運営に必要な経費は、各々のクラブの取り決めにより、各々のクラブが負担する。

(事故発生報告)

- 第 1 0 条 会員活動の実施中、不測の事故が発生したときは、クラブ部長は所要の処置を行うとともに、会長及び会員活動部担当理事に報告するものとする。

(会員以外のクラブ活動)

- 第 1 1 条 本会会員以外の希望する者に、原則 1 回のみ各クラブの活動に参加させることが出来る。

(附 則)

本規程に定めるのほか、必要と認める事項は理事会において定めるものとする。

- (1) この規程は平成 1 7 年 4 月 1 日より施行する。
- (2) 平成 2 2 年 4 月 1 日 一部を改正 (運営経費) 同日より施行する。
- (3) 平成 2 3 年 4 月 1 日 一部を改正 (クラブ設立基準等、念書、行事の周知、事故発生報告) 同日より施行する。
- (4) 平成 2 4 年 4 月 1 日 一部改正 (クラブ設立基準、クラブの廃止) 同日より施行する。